

特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会 更新講習 受講規約

本受講規約(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会(以下「LCSA」という)が実施するキャリアコンサルタント更新講習(以下「講習」という)に適用される条件を定めたものです。講習を受講しようとする方(以下「受講希望者」という)は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第1条 受講料金

受講希望者は、LCSA がホームページ上、又はその他で掲示する受講料金を支払うものとします。

第2条 受講申込

受講希望者は、LCSA のホームページ上に記載する手続き、又は LCSA の定めるその他の手続きに従って、受講の申し込みを行い、氏名・住所・電話番号その他 LCSA が定める事項について、正確かつ最新の情報を申込書その他に記載して提供するものとします。

第3条 受講契約の成立

LCSA は受講申し込みを受けるとき、受講希望者に対して、本講習の受講を許諾する旨と受講料金の支払い方法を電子メールまたは書面にて通知するものとします。LCSA と受講希望者間の講習の提供に係る契約(以下「本契約」という)は、受講料金の入金を確認した時に有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。LCSA は講習開講前に受講が確定した人(以下「受講者」という)に電子メールまたは書面にて「参加証」を送付するものとします。

第4条 決済方法

講習の受講料金の決済は銀行口座振り込みとします。受講料金を LCSA が指定する口座へお振込みください(振込手数料は受講希望者の負担とします)。指定口座は、お申し込み後に LCSA から電子メールまたは書面にて通知するものとします。

第5条 講習の実施、中止・中断及び変更

LCSA は、受講案内記載の日時に講習を実施します。なお、規定の催行人数に満たない場合や自然災害などやむを得ない事情により講習を中止した場合においても代替措置は講じません。この場合、受講料は返還します。

LCSA は、諸般の事情により、受講案内記載の開催場所を変更する場合があります。この場合、遅くとも開催日の 14 日前までに受講者に対し電子メールまたは書面にて通知するものとします。

第6条 受講契約の解除、返金

受講契約の解除は、LCSA ホームページから電子メールにより行うものとします。開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。

1. 開講日前2週間の応当日（応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までのLCSAの事務取扱日）までの申し出については、受講希望者の支払った受講料より事務取扱手数料（振込み手数料を含む）として2,000円を控除した金額を返金します。
2. 開講日前2週間の応当日を超過し開講日2日前（開講日2日前が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までのLCSAの事務取扱日）までの申し出については、受講希望者の支払った受講料より講習開講の経費（受講料の15%相当分）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返金します。
3. 開講日前日および当日の申し出については、返金はいりません。

LCSAは、次の各号のいずれかに該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講習受講料は返金しません。

1. 受講者が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき
2. 受講者が受講中に講師、演習講師等の指示に従わず、または講習の進行に支障を及ぼすなど、受講者の受講が適切でないとLCSAが判断したとき。

第7条 遵守事項および確認事項

受講者は、講習を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

1. 受講者は、講習内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、受講者個人の私的利用の範囲内で使用すること。
2. 講習内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行わないこと。
3. 講習内における写真撮影、録音、録画を行わないこと。
4. LCSAスタッフ及び講師等の指示に従うこと、及びほかの受講者の迷惑になるような行為、言動等をしてしないこと。
5. 講習内容を理解するうえで個人差があることを前提に、内容が理解できなかった、又は理解しづらい部分があったとしても、LCSA及び講師等に一切の責任を求めないこと。
6. 講習の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、LCSA及び講師等に一切の責任を求めないこと。

7. 講習においては、資格の有無にかかわらず、キャリアコンサルタント資格保持者に向けて制定された特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会倫理綱領委員会による倫理綱領を遵守すること。

第8条 修了認定

受講者が所定受講時間数出席し、修了要件を満たしたときは、更新講習修了証を交付します。LCSAの責めによる場合を除き、講習に遅刻または欠席した場合は未修了とします。

講習の中で習得度評価試験を実施します。正答率7割以上で修了認定となり、正答率が7割に満たない場合は、講習終了後1回に限り追試を受けることができます。ただし、当日中の追試が困難な場合には、次回開催の講習で実施する習得度評価試験を受けることができます。その場合、講習の再受講は任意としますが(再受講の受講料は免除)、追試料金として2,000円を支払うものとします。なお、当日中の追試、次回更新講習時の追試ともに7割以上の正答を基準とします。

修了証記載のキャリアコンサルタント登録番号を自身の登録証の番号に間違いがないか必ず確認してください。万一、記載相違があった場合は、講習当日中にLCSAに対してその旨申し出た場合に限り再発行したものを後日郵送します(手数料なし)。翌日以降の場合は、LCSAが定める手続きにより再発行します(手数料1,000円+消費税)。

第9条 登録情報の利用

LCSAのホームページ上に記載のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)に従い、登録情報及び受講者が講習を受講する過程において、LCSAが知り得た情報(以下「受講者情報」という)を利用することができるものとします。講習に関する著作権は、LCSAまたは使用するテキストや資料等の作成者に帰属し、配布テキスト、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。

LCSAは講習の内容の撮影および録音を行い、資料又は販促物としてLCSAのホームページ等、各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。受講者は、講習内容を録画・録音することはできません。録画・録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。受講者は、講習の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第10条 受講に関する支援

講習は、日本語で行い、他の言語等による通訳等のサポートはいたしません。

受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、LCSA等と事前の相談を行うものとし、それに関わる費用は受講者の負担とし、手配も受講者等が行うものとします。

第 11 条 免責事項

LCSA の責めに帰さない事故ならびに講習を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、LCSA は責任を負いません。

第 12 条 責任の制限

講習に関連する受講者の請求に対する LCSA の累積的責任は、講習受講料を上限とします。

第 13 条 管轄裁判所

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 14 条 協議事項

本規約の解釈について疑義が生じた場合、または、定めのない事項については、審議誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

付則 本規約は令和元年 5 月 1 日より実施するものとします。